

紙おむつの給付事業のご利用について

要介護高齢者が在宅生活を続けられるよう、また、介護しているご家族の負担を軽減するため、紙おむつ等の介護用品の給付を行っています。



1 対象者

65歳以上の在宅高齢者で下記の要件にすべて該当する方

- ① 介護保険法に基づく要介護認定が要介護3～5と認定された方
- ② 紙おむつを必要とされている方

※ 医療機関に入院又は施設等に入所している方は対象外です。

※ 有料老人ホームと同様のサービスを受けている場合は、施設とみなします。

※ 対象外の方が給付を受けた場合は全額利用者負担となり、事由発生時に遡っての請求となります。

2 サービス内容

月に1度、給付利用限度額(月額5,000円)の範囲内で介護用品を給付します。

介護用品…紙おむつ類・おむつカバー・防水シート・使い捨て手袋・消臭剤・清拭剤・ドライシャンプー (給付品は組合せで選択可)

※生活保護受給者等は、紙おむつ類・おむつカバーが対象外、給付利用限度額が月額2,500円になります。

※ 利用限度を超える額については全額利用者負担となります。

※ 1ヶ月の利用金額が限度額に満たない場合、翌月以降に繰越すことはできません。追加注文・再配達することもできません。

3 利用料

下記の表に基づき、利用者負担率に応じた利用料を事業者に支払います。

利用者世帯の階層区分	利用者負担率
生活保護法による被保護世帯	0%
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	
減免 (市民税非課税世帯で、かつ生活困窮者) 川崎市在宅福祉サービス利用負担額減額事業実施要綱に基づく減額対象者	5%
市町村民税本人非課税	10%
市町村民税本人課税	20%

※ 階層区分は毎年8月に見直します。ただし、生活保護や減免対象者については、その都度区分に応じた見直しを行います。

4 新規利用の申請

利用を希望する方は、各区高齢・障害課又は各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当に申請します。

5 新規利用の決定

申請後、利用の可否を決定し、結果を通知します。

決定通知書の決定効力発生日が 1～20 日までの場合は当該月、21 日から末日までの場合は翌月から給付（配送）を開始します。事業者から連絡がありますので、紙おむつ等の希望商品を伝えてください。（事業者・取扱品一覧は区役所で確認できます。）

6 変更

事業者の変更、市内転居、生活保護受給状況の変更等の場合は、各区高齢・障害課又は各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当に申請が必要です。

事業者の変更は、決定通知書の決定効力発生日が 1～20 日の場合は翌月から、21 日から末日の場合は翌々月からとなります。

7 廃止（停止）

次に該当する場合は本事業の対象外となりますので、各区高齢・障害課又は各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当に廃止（停止）の申請が必要です。

- ①要介護度が 3～5 以外となった又は認定期間が満了したとき（更新が遅れると廃止になる場合があります）
- ②要綱で定める施設等に入所したとき
- ③医療機関への入院又は自宅以外の場所での宿泊が 1 か月に達するとき
- ④死亡、市外転出、その他紙おむつを必要としなくなったとき

※職権により廃止（停止）する場合があります。

※対象外の方が給付を受けた場合は全額利用者負担となり、事由発生時に遡っての請求となります。

8 申請窓口・問い合わせ

区役所・地区健康福祉ステーション	住 所	電 話
川崎区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	川崎区東田町 8	2 0 1 - 3 0 8 0
大師地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当	川崎区東門前 2 - 1 - 1	2 7 1 - 0 1 5 7
田島地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当	川崎区鋼管通 2 - 3 - 7	3 2 2 - 1 9 8 6
幸区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	幸区戸手本町 1 - 1 1 - 1	5 5 6 - 6 6 1 9
中原区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	中原区小杉町 3 - 2 4 5	7 4 4 - 3 2 1 7
高津区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	高津区下作延 2 - 8 - 1	8 6 1 - 3 2 5 5
宮前区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	宮前区宮前平 2 - 2 0 - 5	8 5 6 - 3 2 4 2
多摩区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	多摩区登戸 1 7 7 5 - 1	9 3 5 - 3 2 6 6
麻生区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	麻生区万福寺 1 - 5 - 1	9 6 5 - 5 1 4 8